

○総務省令第八十一号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十三日

総務大臣 原口 一博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表(ニ)中「・寄附金控除」を削る。

第二条の三第二項第二号中「及び公的年金等に係る所得以外」を「以外（法第三百二十一条の三第四項に規定する場合にあつては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外）」に改め、同項第五号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改め、同項に次の一号を加える。

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄及び生年月日並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

第二条の三の二を第二条の三の八とし、第二条の三の次に次の六条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項の給与支払者（次項において「給与支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 法第四十五条の三の二第三項及び第三百七条の三の二第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた給与所得者の扶養親族申告書は、その提出の際に經由すべき給与支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が給与支払者に対し、給与所得者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該給与支払者は当該給与所得者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 前三項の規定は、法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定による申告書（次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族異動申告書」という。）の提出について準用する。この場合において、第一項中「第百九十四条第一項」とあるのは「第百九十四条第二項」と、「第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と読み替えるものとする。

（給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項）

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所
- 二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

三 その他参考となるべき事項

2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する者の氏名及び住所

二 その他参考となるべき事項

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

一 給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 所得税法第九十四条第二項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない給与所得者が給与所得者の扶養親族異動申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七

条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第二項の申告書に記載すべき事項

2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書（以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の公的年金等支払者（次項において「公的年金等支払者」という。）を経由して、提出しなければならない。

2 法第四十五条の三の三第三項及び第三百十七条の三の三第三項の規定によりこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなされた公的年金等受給者の扶養親族申告書は、その提出の際に經由すべき

公的年金等支払者が、その提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から起算して七年間保管するものとする。ただし、当該市町村長が公的年金等支払者に対し、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を求めたときは、当該公的年金等支払者は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出するものとする。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名及び住所

二 扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)の住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額

三 その他参考となるべき事項

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

第三条第一項の表(四)及び(五)を削り、同表(六)を同表(四)とし、同表(七)を同表(五)とし、同表(八)を同表(六)とし、同表(九)を同表(七)とする。

第五条第一項の表(三)及び(四)を削り、同表(五)を同表(三)とする。

第十条第一項の表(八)及び(九)を削り、同表(十)を同表(八)とし、同表(十一)を同表(九)とする。

第十条の二第一項の表(四)及び(五)を削り、同表(六)を同表(四)とし、同表(七)を同表(五)とし、同表(八)を同表(六)とする。

附則第七条の二中第十三項を第二項とする。

第五号の四様式の表面を次のように改める。

別紙 第五号の四様式 挿入

第六号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(31)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）」や「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(44)）」及び「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(39)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(47)）」や「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(44)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(50)）」及び「別紙①挿入」を「別紙②挿入」に、「別紙③挿入」を「別紙④挿入」に改め、同様式記載要領8中「第2条第12号の7の5」や「第2条第12号の7の7」に改め、同様式記載要領5中「(別表4)の(31)」や「(別表4)の(35)」及び「(別表4の2付表)の(42)」や「(別表4の2付表)の(44)」及び「第81条の9第3項」や「第81条の9第4項」及び「仮計(42)」や「仮計(44)」及び「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額(8)」や「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額(9)」に改め、同様式記載要領11中「第53条第25項」や「第53条第20項」に改め、同様式記載要領18中「第53条第46項」や「第53条第41項」に改めらる。

第六号様式別表1記載要領5中「第53条第6項又は第11項」や「第53条第5項又は第9項」に改め、同様

第53条第16項」や「第53条第13項」並びに「適格合併等（同条第8項に規定する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る被合併法人等（同条第8項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」や「被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）」並びに「同条第16項」や「同項」並びに「同条第16項の3」並びに「第53条第20項」や「第53条第16項」並びに「適格合併等に係る被合併法人等」や「被合併法人等」並びに「第53条第29項」や「第53条第24項」並びに「第53条第24項の2」並びに「同条第12号の6の2に規定する被現物出資法人」や「若しくは被現物出資法人」並びに「被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）」や「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）」並びに「適格組織再編成（政令第9条の7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」や「適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適

格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた」及び「適格組織再編成」及び「適格合併等」並びに「回生法第31条第1項第2号」及び「現物出資法人」及び「若しくは現物出資法人」並びに「事後設立法人(同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」及び「事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」並びに「適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)、適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)

又は適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)

をいう。」及び「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに「を」。

第六号並びに第三十一条第1項第2号「第53条第29項」及び「第53条第24項」並びに「第321条の8第29項」及び「第321条の8第24項」並びに「回生法第31条第1項第2号」並びに「被現物出資法人」及び「若しくは被現物出資法人」並びに「被事後設立法人(同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」及び「被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税

法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後
設立法人をいう。）」及び「適格組織再編成（政令第9条の7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以
下この記載要領において同じ。）を行った」及び「適格合併等（法人税法第2条第12号の8に規定
する適格合併をいう。）適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領におい
て同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領にお
いて同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以
下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」及び「適格組織
再編成」及び「適格合併等」並びに「回生代出資」並びに「現物出資法人」及び「若しくは現物
出資法人」並びに「事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」及び「事後設立法人（
平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「適格分割（同条第12号の
11に規定する適格分割をいう。）適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は
適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。」及び「適格分割若しくは適格現
物出資又は適格事後設立をいう。」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに。

第六百零九条第四項「被現物出資法人」及び「被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）」及び「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）」並びに「適格組織再編成（政令第9条の7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った」及び「適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた」並びに「適格組織再編成」及び「適格合併等」並びに「被現物出資法人」及び「若しくは現物出資法人」並びに「事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」及び「事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）」、

型分割を除く。)をいう。)若しくは」並びに「適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」並びに「適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」並びに「が行われた」並びに「適格分社型分割等」並びに「適格分割等」並びに「現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)」並びに「若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)」並びに「(同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」並びに「(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」並びに「同様式別表四の二の二記載要領3中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」並びに「分割法人等」並びに「同様式別表四の二の二記載要領4中「を行った」並びに「が行われた」並びに「適格現物出資」並びに「若しくは適格現物出資」並びに「同様式別表四の二の二記載要領5(1)中「を行った」並びに「が行われた」並びに「同様式別表四の二の二記載要領5(2)中「当該法人」並びに「平成22年9月30日までの間に当該法人」並びに「を行った」並びに「が行われた」並びに「同様式別表四の二の二記載要領5(3)中「適格分社型分割等を行った」並びに「適格分割等が行われた」並びに「適格分社型分割等」並びに「適格分割等」並びに「同様式別表四の二の二記載要領6中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」並びに「分割法人等」並びに「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対

象外国法人税額 (26) 」や「 (別表 6 (2 の 2)) の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (24) 」に於て、同様式別表四の二の二記載欄に於て「を行った」及び「が行われた」並びに「適格現物出資」及び「若しくは適格現物出資」に於て。

第六号様式別表四の二の三記載欄(二)中「当該法人を」及び「平成22年9月30日までの間に当該法人を」並びに「を行った」及び「が行われた」に於て、同様式別表四の二の三記載欄(三)中「、現物出資法人」及び「若しくは現物出資法人」並びに「同条第12号の4」及び「法人税法第2条第12号の4」並びに「事後設立法人 (同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」及び「事後設立法人 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号) 第2条の規定による改正前の法人税法 (以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)) 第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」並びに「適格分社型分割等 (適格分社型分割 (同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。)) 」及び「適格分割等 (適格分割 (法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割 (平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。)) をいう。)) 若しくは」並びに「適格事後設立 (同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」及び「適格事後設立 (平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」並びに「を行った」及び「

が行われた」及び「適格分社型分割等」並びに「同様式別表四の二の三記載要領4(1)中「当該法人を」並びに「平成22年9月30日までの間に当該法人を」並びに「を行った」並びに「が行われた」並びに「同様式別表四の二の三記載要領4(2)中「適格分社型分割等を行った」並びに「適格分割等が行われた」並びに「適格分社型分割等」並びに「適格分割等」並びに「同様式別表四の二の三記載要領5中「(別表6(2の2))の」当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」並びに「(別表6(2の2))の」当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」並びに「」。

第六号様式別表四の二の四の表中「適格組織再編成に係る」並びに「適格合併等に係る」並びに「同様式別表四の二の四記載要領2(1)中「を行った」並びに「が行われた」並びに「同様式別表四の二の四記載要領2(2)中「当該法人」並びに「平成22年9月30日までの間に当該法人」並びに「を行った」並びに「が行われた」並びに「同様式別表四の二の四記載要領2(3)中「、被現物出資法人」並びに「若しくは被現物出資法人」並びに「被事後設立法人(同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」並びに「被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」並びに「適格分

社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、「適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは）」、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」や「適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」、「適格分社型分割等」や「適格分割等」並びに「現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）」や「若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）」並びに「（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」や「（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「同条第12号の11の四第1項第2号中「若しくは現物出資」並びに「若しくは適格現物出資」並びに「事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税

法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人（以下この記載要領において「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。））」と「適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは）」と「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。））」と「適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。））」と「適格分社型分割等」及び「適格分割等」をいう。

第六号様式別表四の二の六の表中「適格組織再編成に係る」及び「適格合併等に係る」と並び、同様式別表四の二の六記載要領②(一)中「を行った」及び「が行われた」と並び、同様式別表四の二の六記載要領②(二)中「当該法人」及び「平成22年9月30日までの間に当該法人」と並び、「を行った」及び「が行われた」と並び、同様式別表四の二の六記載要領②(三)中「、被現物出資法人」及び「若しくは被現物出資法人」と並び、「被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。））」及び「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平

成22年旧法人税法」という。) 第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」と「適格分社型分割等 (適格分社型分割 (同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。))、」と「適格分割 (法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割 (平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。)) をいう。) 若しくは」 と 「適格事後設立 (同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」 と 「適格事後設立 (平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」 と 「が行われた」 と 「適格分社型分割等」 と 「適格分割等」 と 「、現物出資法人 (同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)」 と 「若しくは現物出資法人 (法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)」 と 「 (同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」 と 「 (平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」 と 「、適格現物出資」 と 「若しくは適格現物出資」 と 「を」 と 「を行った」 と 「が行われた」 と 「、」 と 「適格現物出資」 と 「若しくは適格現物出資」 と 「を」 と 「平成22年9月30日までの間に当該法人を」 と 「」 と 「を行った」 と 「が行われた」 と 「、」 と 「現物出資法人」 と 「若しくは現物出資法人」 と 「事後設立法人 (同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)」 と 「事

後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。））並びに「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。））」及び「適格分割等」（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは）並びに「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。））」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに「適格分社型分割等」及び「適格分割等」に定める。

第六号様式別表四の四記載事項のうち「第53条第31項」及び「第53条第26項」並びに「同条第45項」及び「同条第40項」並びに「同条第46項」及び「同条第41項」に定める。

第六号様式別表五の表中「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の(31)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）」及び「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(44)）」並びに「非適格合併又は非適格分割型分割」及び「非適格の合併等又は残余財産の

全部分配等」に定める。

繰上り繰下り戻金等の「資本金等の額下表2^㉓又は別表5の2の3^㉔、別表5の2の3^㉕若しくは別表5の2の3^㉖」や「資本金等の額下表2^㉓又は別表5の2の3^㉔、別表5の2の3^㉕若しくは別表5の2の3^㉖」及び「控除額計別表5の2の3^㉗、別表5の2の3^㉘若しくは別表5の2の3^㉙又は別表5の2の4^㉚」や「控除額計別表5の2の3^㉗、別表5の2の3^㉘若しくは別表5の2の3^㉙又は別表5の2の4^㉚」及び「回繰上り戻金等の記載事項」中「記載すること。」及び「記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「(第6号様式^㉗+同様式^㉘)」とあるのは「(第6号様式^㉗+同様式^㉘—別表11^㉙)」と、「別表5^㉗」とあるのは「(別表5^㉗—別表11^㉙)」として計算した金額を記載すること。また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4の(34))又は法人税の明細書(別表4の2付表の(43))の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。」に定める「回繰上り戻金等の記載事項」の次に次の記載事項を加える。

3 「当該事業年度の月数^㉚」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける

法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

第六号様式別表五の二の三の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の三 (別紙⑤) 挿入

第六号様式別表五の二の三記載要領1中「この計算書は、」の下に「法第72条の21第1項第1号から第3号、」を加え、「第8項まで若しくは第12項」を「第7項まで」に改め、同様式別表五の二の三記載要領3中「法附則第9条第12項」を「法第72条の21第1項第3号」に、「回項」を「回号」に改め、同様式別表五の二の三記載要領3を同様式別表五の二の三記載要領4とし、同様式別表五の二の三記載要領2中「併存三第9条第4項」を「法第72条の21第1項第2号」に、「回項」を「回号」に改め、同様式別表五の二の三記載要領2を同様式別表五の二の三記載要領3とし、同様式別表五の二の三記載要領1の次に次の記載要領を加える。

2 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の二の四記載要領1中「第72条の21第3項」を「第72条の21第5項」に改める。

第六号様式別表六記載要領2中「附則第9条第13項」や「附則第9条第11項」に於ける。

第六号様式別表七の表中「法附則第9条第10項の控除収入保険料⑧」や「法附則第9条第9項の控除収入保険料⑧」に於ける。

第六号様式別表八の表中「課税標準額の計算」や「課税標準の計算」及び「法附則第9条第11項に係る控除額⑱× $\frac{1}{2}$ 」や「法附則第9条第10項に係る控除額⑱× $\frac{1}{2}$ 」及び「法附則第9条第9項に係る控除額⑱× $\frac{1}{2}$ 」及び「法附則第9条第10項に係る控除額⑱× $\frac{1}{2}$ 」及び「法附則第9条第9項に係る控除額⑱× $\frac{1}{2}$ 」に於ける。

第六号様式別表九記載要領3中「第57条第2項に規定する適格合併等、同条第5項に規定する適格合併等又は同法第58条第2項に規定する適格合併等を行った」や「第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける」に於ける。

第六号様式別表十記載要領4中「第57条第2項に規定する適格合併等、同条第5項に規定する適格合併等又は同法第58条第2項に規定する適格合併等を行った」や「第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税

法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける」に改める。

第六号様式別表十一の表中「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等の控除明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書」に改め、同様式記載要領3(1)及び(2)中「受けようとする法人」のトビ「又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人」を加え、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4の次に次の記載要領を加える。

5 「**⑳**、**㉑**又は**㉒**のうち最も少ない金額**㉓**」及び「**㉔**、**㉕**又は**㉖**のうち最も少ない金額**㉗**」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「**㉔**、」をまつ消すること。

第六号様式別表十二の表を次のように改める。

第六号様式別表十二 (別紙⑥) 挿入

第六号様式別表十二記載要領1中「第57条第2項、第3項及び第5項又は法人税法第58条第2項」を「第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）

第57条第2項、第3項若しくは第5項若しくは第58条第2項」に改め、同様式別表十二記載要領2を削り、同様式別表十二記載要領3を同様式別表十二記載要領2とし、同様式別表十二記載要領2の次に次の記載要領を加える。

- 3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)」として記載すること。

第六号様式別表十二記載要領5の2 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」及び「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の明細」並びに「第112条第8項」及び「第112条第5項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)」又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令第112条

第8項第1号」及び「同条第11項」や「同条第10項」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑩」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑪」や「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」及び「同様式別表十二記載要領5を同様式別表十二記載要領7とし、同様式別表十二記載要領4を削り、同様式別表十二記載要領3の次に次の記載要領を加える。

4 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつてはこれらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9又は別表10の写しを添付し、平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつてはこれらの規定に規定する被合併法人等のこれらの規定に規定する適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9又は別表10の写しを添付すること。

5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は

、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載すること。

ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における同条第2項に規定する

未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

- 6 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細」の各欄及び「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄中「支配関係がある法人」とあるのは「特定資本関係を有する法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載すること。

第六号様式別表十三の表を次のように改める。

第六号様式別表十三 (別紙⑦) 挿入

第六号様式別表十三記載事項一中「及び第4項の規定」を「(同条第4項において準用する場合を含む)。

-) 又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法施行令」という。)第113条第1項(同条第4項において準用

する場合を含む。)の規定」に於て、同様式別表十三記載事項2中「ときは、」を「ときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付し、対象法人が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは」に於て、同様式別表十三記載事項4を次のように改める。

- 4 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」して記載すること。

第六号様式別表十三の次に次の一表を加える。

第六号様式別表十三の二 (別紙⑧) 挿入

第六号様式別表十三の二記載要領

この表は、法人が法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

第八号様式の表中「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(31)）」及び「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）」並びに「戻差記載要領」中「解散」及び「平成22年9月30日以前に解散」並びに「道府県民税の申告」のトビ「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項の規定による申告）」及び「事業税を申告」のトビ「（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）」並びに「
。

第九号様式記載要領「中「解散」及び「平成22年9月30日以前に解散」並びに「残余財産分配予納等申告」のトビ「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告）」及び「清算確定申告」のトビ「（同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告）」及び「修正申告」のトビ「（同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告

」を加え、同様式記載箇条の「法第53条第25項」を「平成22年旧地方税法第53条第25項」とし、「法第72条の31第4項」を「同法第72条の31第4項」とし、「政令第9条の2又は政令第29条」を「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法施行令」という。）第9条の2又は同令第29条」とし、「同様式記載箇条」を「法第53条第46項」を「平成22年旧地方税法第53条第46項」とし、「政令第9条の9の2」を「平成22年旧地方税法施行令第9条の9の2」とし、¹²「同条第40項」¹³「又は同条第46項」を「若しくは同条第41項」とし、「還付を受けようとするとき」を「平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするとき」を加え、¹⁴

第十号様式の表中「法人税法第100条の規定による所得税額の控除額⑥」を「清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除額⑥」に改める。

第十号の三様式記載要領5中「同条第12号の7の5」を「同条第12号の7の7」に改める。

第十号の四様式記載要領5中「同条第12号の7の5」を「同条第12号の7の7」に改める。

第十二号様式記載要領1中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

第十三号様式記載要領4中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

第十三号の二様式記載要領4中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

第二十号様式の表中「別紙⑨挿入」を「別紙⑩挿入」に改め、同様式記載要領9中「第2条第12号の

7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

第二十号様式別表一記載要領5中「第321条の8第6項又は第11項」を「第321条の8第5項又は第9項」

に改め、同様式別表一記載要領6中「第321条の8第15項又は第19項」を「第321条の8第12項又は第15項」

に改める。

第二十号様式別表二記載要領1中「第321条の8第6項」を「第321条の8第5項」に改め、同様式別表二

定する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る被合併法人等(同条第8項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)」「被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)」並びに「同条第16項」及び「同項」並びに「同条第16条」及び「第321条の8第20項」及び「第321条の8第16項」並びに「適格合併等に係る被合併法人等」及び「被合併法人等」並びに「」。

第21号様式第33号様式「第321条の8第29項」及び「第321条の8第24項」並びに「同条第12号の様式」及び「被現物出資法人」及び「若しくは被現物出資法人」並びに「被事後設立法人(同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」及び「被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」並びに「適格組織再編成(政令第48条の13第7項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。)」及び「適格合併等(適格合併(法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは適格現物出資(同条第12号の14

第二十号様式別表四の二の二の表中「適格組織再編成に係る」や「適格合併等に係る」に於て、同様式別表四の二の二記載事項②(中「を行った」や「が行われた」)及び、同様式別表四の二の二記載事項②(中「当該法人」や「平成22年9月30日までの間に当該法人」)及び「を行った」や「が行われた」)及び、同様式別表四の二の二記載事項③(中「若しくは被現物出資法人」や「被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。)、」や「適格分社型分割等(適格分社型分割(同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。))、」や「適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。)をいう。)若しくは」)及び「適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」や「適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」及び「を行った」や「が行われた」)及び「適格分社型分割」や「適格分割」)及び「、現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)」や「若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定

する現物出資法人をいう。」と「同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。」と「平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。」と並び、同様式別表4の1の1記載要領3中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」と並び「分割法人等」と並び、同様式別表4の1の1記載要領4中「を行った」と並び「が行われた」と並び、「適格現物出資」と並び「若しくは適格現物出資」と並び、同様式別表4の1の1記載要領5(1)中「を行った」と並び「が行われた」と並び、同様式別表4の1の1記載要領5(2)中「当該法人」と並び「平成22年9月30日までの間に当該法人」と並び、「を行った」と並び「が行われた」と並び、同様式別表4の1の1記載要領5(3)中「適格分社型分割等を行った」と並び「適格分割等が行われた」と並び、「適格分社型分割等」と並び「適格分割等」と並び、同様式別表4の1の1記載要領6中「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」と並び「分割法人等」と並び、「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」と並び「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」と並び、同様式別表4の1の1記載要領7中「を行った」と並び「が行われた」と並び、「適格現物出資」と並び「若しくは適格現物出資」と並び、

第二十号様式別表4の1の1記載要領2(1)中「当該法人を」と並び「平成22年9月30日までの間に当該法人を

」及び「を行った」や「が行われた」並びに「同条第12号の4」及び「同条第12号の4」並びに「事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」及び「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）」及び「適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」並びに「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」及び「適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに「適格分社型分割等」及び「適格分割等」並びに「同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに「同条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に当該法人を」並びに「を行った」及び「が行われた」並びに「同条第12号の13に規定する適格分社型分割等を行った」及び「適格分割等が行われた」並びに「適格分社型分割等」及び「適格分割等」並びに「同条第12号の11の3記載事項」並びに「同条第12号の11の3記載事項」並びに「別表6（2の2）」の「当

期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (26) 」や「 (別表 6 (2 の 2)) の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (24) 」に於て。

第二十号様式別表四の二の四の表中「適格組織再編成に係る」や「適格合併等に係る」に於て、同様式別表四の二の四記載事項②中「を行った」や「が行われた」に於て、同様式別表四の二の四記載事項②中「当該法人」や「平成22年9月30日までの間に当該法人」に於て「を行った」や「が行われた」に於て、同様式別表四の二の四記載事項③中「若しくは被現物出資法人」や「若しくは被現物出資法人」に於て「被事後設立法人 (同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」や「被事後設立法人 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第6号) 第2条の規定による改正前の法人税法 (以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)) 第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)」に於て「適格分社型分割等 (適格分社型分割 (同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。)) 」や「適格分割等 (適格分割 (法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割 (平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。)) をいう。)) 若しくは」に於て「適格事後設立 (同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」や「適格事後設立 (平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)」に於て

「を行った」や「が行われた」並びに「適格分社型分割等」や「適格分割等」並びに「、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。」や「若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。」並びに「（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。」や「（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。」並びに「若しくは適格現物出資」や「若しくは適格現物出資」並びに「。」「第11号様式別表第4の11の5記載事項②(イ)中「当該法人を」や「平成22年9月30日までの間に当該法人を」並びに「を行った」や「が行われた」並びに「第11号様式別表第4の11の5記載事項②(イ)中「、現物出資法人」や「若しくは現物出資法人」並びに「事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」や「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）」並びに「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」や「適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」並びに「適格事後設立（同条第12号の

15に規定する適格事後設立をいう。) 」や「適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」と「を行った」や「が行われた」と「適格分社型分割等」や「適格分割等」との関係を。

第211号様式記載問題1中「解散」や「平成22年9月30日以前に解散」との関係を「市町村民税の申告」のトビ「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第321条の8第5項の規定による申告）」と関係。

第211号様式記載問題1中「解散」や「平成22年9月30日以前に解散」との関係を「残余財産分配等予納申告」のトビ「（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第321条の8第5項の規定による申告）」や「清算確定申告」のトビ「（同項による申告）」や「修正申告」のトビ「（同条第27項若しくは同条第28項の規定による申告）」と関係。記載記載問題1中「法第321条の8第25項」や「平成22年旧地方税法第321条の8第25項」と「政令第48条の12」や「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第1条の規定による改正前の地方税法施行

令第48条の12」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六号様式記載要領の改正規定（同様式記載要領15に係る部分を除く。）、同様式別表一記載要領、同様式別表二記載要領、同様式別表二の二記載要領、同様式別表三記載要領、同様式別表三の二記載要領及び同様式別表四記載要領の改正規定、同様式別表四の二の二記載要領の改正規定（同様式記載要領6中「(別表6(2の2))」の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」を「(別表6(2の2))」の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」に改める部分を除く。）、同様式別表四の二の三記載要領の改正規定（同様式記載要領5中「(別表6(2の2))」の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税

額(26)」を「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」に改める部分を除く。)、同様式別表四の二の四記載要領、同様式別表四の二の五記載要領、同様式別表四の二の六記載要領、同様式別表四の二の七記載要領、同様式別表四の四記載要領、同様式別表五の二の四記載要領、同様式別表九記載要領、同様式別表十記載要領、同様式別表十二の表及び同様式別表十二記載要領並びに同様式別表十三の表及び同様式別表十三記載要領の改正規定、同様式別表十三の次に一表を加える改正規定、第八号様式の表及び同様式記載要領、第九号様式の二様式記載要領、第十号様式の表、第十号の三様式記載要領、第十号の四様式記載要領、第十二号様式記載要領、第十三号様式記載要領、第十三号の二様式記載要領、第二十号様式の表及び同様式記載要領、同様式別表一記載要領、同様式別表二記載要領、同様式別表二の二記載要領、同様式別表二の三記載要領、同様式別表三記載要領並びに同様式別表四記載要領の改正規定、同様式別表四の二の二記載要領の改正規定(同様式記載要領6中「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」を「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」に改める部分を除く。)、同様式別表四の二の三記載要領の改正規定(同

様式記載要領5中「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」を「(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」に改める部分を除く。」並びに同様式別表四の二の四記載要領、同様式別表四の二の五記載要領、第二十一号様式記載要領及び第二十二号様式記載要領の改正規定 平成二十二年十月一日

二 第二条の三の二を第二条の三の八とし、第二条の三の次に六条を加える改正規定 平成二十三年一月一日

三 第二条の三第二項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。) 平成二十四年一月一日
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則第五号の四様式は、平成二十三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。